

平成30年度やまがた若者チャレンジ応援事業募集要項

1 事業の目的

「やまがた若者チャレンジ応援事業」は、若者が力を発揮できる環境づくりを進めるため、若者の主体的な取組みの実現化の機会を提供し、若者の県づくりへの参加を促進することを目的に、若者が企画する地域課題の解決や地域の元気創出活動など、多彩な取組みについて企画提案を募集し、助成（補助）を行うものです。

2 応募団体の資格

次に掲げる要件の全てを満たす団体とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 山形県内に住む、又は山形県出身の高校生以上39歳までの者（以下「若者」という。）
2名以上で構成する団体であること
- (2) 平成30年4月1日時点で、団体の構成員の過半数が若者であること。また、構成員に20歳以上の者が1名以上含まれていること
- (3) 企画提案時において、団体の活動期間が1年以上あること、又は団体の主たる構成員について、当該団体が行う活動と同種の活動経験が1年以上あること
- (4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること
- (5) 団体について企画提案時において、やまがたおこしあいネットに登録されていること、又は平成30年4月19日までに登録される見込みがあること
- (6) やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金を、前年度までに3回採択・助成を受けた団体でないこと。
- (7) 県税その他租税を滞納していないこと
- (8) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- (9) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制法による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- (11) 団体の役員が次に該当しないこと
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ないもの
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ⑤ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者

3 募集する事業

以下の条件を満たす事業の企画提案を募集し、優れた提案に対して補助します。

(1) 次のいずれかのテーマに該当する事業であること

① 一般型：申請者が設定するテーマ

地域の課題を解決する、又は地域の元気を創出し、地域や山形県全体の活性化につなげる事業

② 県政課題対応型：県が設定するテーマ（各項目の概要については次ページ以降に掲載）

県が捉えている様々な地域課題について、若者自ら企画し実行解決することで、地域の元気を創出する事業

採択された場合、県の関係部局に団体及び企画内容を情報提供するとともに、採択事業の実施において、県の助言・指導・協力が必要な場合、担当課との関係構築を支援する

- ① 宮城・山形連携による地域活性化に向けた活動
- ② 「やまがた」への移住交流
- ③ 雪国生活の利便性向上
- ④ 若者の活動の場づくり
- ⑤ 若者の自殺予防
- ⑥ 若者健康づくり推進
- ⑦ 若者による家庭教育ポジティブキャンペーン
- ⑧ 健康・元気！！若手スポーツ指導者活躍事業

上記①一般型・②県政課題対応型のうち、どちらかひとつを選択し、提案してください。
なお、応募は1団体につき1提案までとします。

(2) 若者ならではの独創性、先進性のある自発的な企画による事業であること

(3) 地域の課題解決や地域の元気創出に相当の効果があること

(4) 将来に向けた事業展開が期待できること

★次に該当する事業は応募できません。

- ① 営利を主目的とする事業
- ② 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ③ 政治、宗教に関わる事業
- ④ 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
- ⑤ 国や県、市町村による他の事業により補助又は委託を受けている、又は受ける見込みの事業
- ⑥ 法令等に違反する事業
- ⑦ 一過性のイベントの開催（参加）のみを主目的として実施する事業

(参考)

県政課題対応型 項目ごとの概要 ※表記はテーマ名（提案した課名）

① 宮城・山形連携による地域活性化に向けた活動（企画調整課）

宮城・山形両県の若者連携による、山形県内の地域を元気にする事業の企画立案・実施を通して、両県若者の交流やネットワークの拡大につなげる事業

② 「やまがた」への移住交流（市町村課）

空き家等を活用した移住体験プログラムの実施や首都圏在住者と本県若者グループの交流事業、本県に移住された方（若者）同士のネットワークづくりなど、地元における移住（希望者）者の受入れ体制の構築を図り、県外に住む移住希望者の本県への移住交流の促進を目的とした事業

③ 雪国生活の利便性向上（市町村課）

便利な雪かき道具や防寒グッズ、消融雪製品（技術）の研究・試作など、雪国の生活における利便性向上につながるような、高校生や学生、県内企業の若手社員グループ等による研究又は製品の試作等を行う事業

④ 若者の活動の場づくり（若者活躍・男女共同参画課）

地域活動には興味があるが、実践する「きっかけ」をつかめない若者などを対象に、セミナーやイベントの開催、または、地域貢献活動・実践活動の機会などを継続して提供し、若者が地域での多彩な活動に参加しやすい環境を整備する事業

⑤ 若者の自殺予防（地域福祉推進課）

若者の自殺の現状を知り、いのちの大切さや周りの人に相談することの大切さを学ぶ機会を提供し、若者の視点を活かした自殺予防の取組みを企画、実施、発信することで、若者の自殺予防につなげる事業

⑥ 若者健康づくり推進（健康長寿推進課健康づくりプロジェクト推進室）

健康づくりにおいて、若者自身が企画、実践、発信する事業を行い、同世代の健康づくりの機運の醸成、生涯を通じた健康づくりにつなげていく事業

⑦ 若者による家庭教育ポジティブキャンペーン（教育庁総務課）

若者が自分の経験を基に、主に同世代を対象とした家庭教育に対する周知啓発を夏季・冬季休暇期間や「やまがた教育の日（11月第2土曜日）」「やまがた教育月間（11月）」などに合わせて実施し、若者を含めた県民全体で「教育」を支える気運の醸成につながる事業

⑧ 健康・元気！！ 若手スポーツ指導者活躍事業（教育庁スポーツ保健課）

便利になった現代は心身の健康に対する不安や課題がいっぱい。
「子どもの体力向上や協調性の向上」、「働き盛り世代のストレス発散と交流促進」及び「高齢者の介護予防や居場所づくり」など、身近にある健康課題の解決に若手のスポーツ指導者が教室やイベントを開催することで元気な地域づくりにつなげる事業。

4 事業実施期間

採択決定日から事業の完了した日または平成31年3月31日のいずれか早い日まで

5 補助件数及び補助金の額

- (1) 補助件数: 10件程度
 (2) 補助金額: 定額(100万円を上限とします。)

★補助金の額は、次の①に規定する補助対象経費の合計額から②に規定する参加料収入など補助事業によって得た収入を除いた額と、100万円とを比較して、いずれか低い額以内の額とします。

★提出された収支予算書については、内容の補正をお願いする場合があります。

★補助事業は予算の範囲内での執行となるため、採択された場合であっても、補助金交付決定において、企画提案のあった事業費の全てを補助しない場合があります。

① 補助対象経費

事業実施に直接要する次の経費(主なもの)

区 分	内 容	
ア 謝 金	外部講師やコンサルタント等に係る謝金	
イ 旅 費	グループ構成員の交通費、連携団体、外部講師等の交通費・宿泊費	
ウ 印 刷 製 本 費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費	
エ 消耗品・ 材料購入費	材料・燃料(ガソリン等)、消耗品(単価5万円未満の物品)等の購入費	
オ 通信運搬費	電話代、郵送料等	
カ 委 託 費	専門機関への調査委託等	当該経費の支出が事業の趣旨に合致し、委託が真に必要な不可欠である場合に限る。
キ 保 険 料	ボランティア保険等	
ク 使 用 料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料	
ケ 人 件 費	事業に従事したグループ構成員の給料手当、社会保険料及び臨時職員(アルバイト)の賃金(ただし、補助対象とできる額は補助総額の3割以内)	
コ 施設整備費	事業実施に必要な施設等の整備費(ただし、補助対象とできる額は補助総額の5割未満)	当該経費の支出が事業の趣旨に合致し、整備や購入が真に必要な不可欠であり、事業終了後の取扱いが明らかかつ確実なものに限る。
サ 備品購入費	備品(単価5万円以上の物品)購入費	
シ 広 告 費	事業実施に必要な周知を新聞・折り込み広告等で実施した場合の経費 ただし、活動内容の広告・周知を主たる目的とした補助事業は認められません。	

ス 負 担 金	団体が補助事業の実施を目的に、他主催の催事・イベントに参加する際に必要な参加料等の経費。団体構成員が事業実施に際し必要な研修等を受ける場合の経費。
セ 手 数 料	口座振替・代引手数料等、補助事業における経費支払に要する経費
ソ そ の 他	その他知事が必要と認める経費（食糧費は原則として認められません）

② 補助事業による収入

参加料収入や補助金で作成する印刷物の頒布収入など事業実施による収入

6 応募方法

提出書類に必要事項を記入のうえ、山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課まで、送付又は持参ください。

また、電子メールでの受付は行いませんので注意してください。

(1) 募集期間

平成30年3月20日（火）～4月19日（木）17時まで

（持参・メール便等による送付の場合は当日必着。日本郵便による郵送の場合のみ当日消印有効）

(2) 提出書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、提出してください。

① 企画提案書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 収支予算書（様式第3号）

④ 添付書類

ア 団体の定款・規約・会則等

イ 最新の構成員名簿（平成30年4月1日時点の年齢を記載したもの）

ウ その他参考となる資料（団体を紹介した記事など）※A4判片面8枚まで

※収支予算に計上されている備品購入費、施設整備費等の見積書は枚数に含めない。

エ やまがたおこしあいネット未登録団体のみ、4月19日までに登録見込みであることを証する書類

（事務局からの確認メールを印刷した書面）

やまがたおこしあいネットへの登録方法は、本要項12・13ページ及びやまがたおこしあいネットトップページ <http://yamagata-okoshiai.net/> をご覧ください。

平成29年度以前に提案事業が採択された経験がある団体は、上記に加え、下記書類も併せて提出願います。

⑤ 過年度事業実施結果検討状況及び提案事業への反映表（様式第4号）

★応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

★提出書類の様式は、3月20日（火）以降、山形県ホームページからダウンロードすることができます。（Excel形式）※ダウンロードしたZIPファイルを解凍してください。

(3) 提出データ

プレゼンテーションでは、企画提案書のほかに、パワーポイントを使用して説明することが可能です。データについては5月7日(月)17時まで電子メール、またはCD-R等の媒体で提出してください。(ファイル共有・ダウンロードサイト等の使用は不可) 動画等を埋め込んでいる場合は、動画の元データもあわせて提出願います。

(4) 書類・データ類の修正依頼について

4月19日(木)までに提出された企画提案に係る修正依頼については、企画提案書記載の連絡先に対し、電子メール、または電話にて行います。

7 審査方法

(1) 審査機関

本審査前に実施する県における書面審査、「やまがた若者チャレンジ応援事業審査委員会」における本審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

(2) 書面審査 【県若者活躍・男女共同参画課】

書面審査は、4月19日(木)まで提出のあった企画提案書類により実施します。書面審査の結果については、企画提案のあったすべての団体にお知らせします。

(3) 本審査 【公開プレゼンテーション・審査委員会】

- ① 日時 5月中旬(5月13日以降の開催を予定しています)
 - ② 会場 山形市内(決定次第、応募団体へお知らせします。)
 - ③ 内容 1団体あたりのプレゼンテーション時間
発表3分 + 審査委員からの質疑応答
 - ④ 結果発表 後日、全団体に審査結果を通知します。
- ★プレゼンテーションを欠席した場合は、提出があった書類のみで審査します。
★公開プレゼンテーションは最大30団体前後で実施予定です。

(4) 審査のポイント

書面審査
1. 企画提案書について事業提案自体が募集要項に則したものであるかどうか
① グループが事業提案できる要件を満たしているかどうか
② 募集要項で禁じられている事業内容に該当しないかどうか
③ 国・県・市町村の他の事業による補助を受けていないかどうか
2. 事業計画書・収支予算書について事業実現性に乏しい内容となっていないかどうか。
① 前年度まで自団体で実施してきた事業の場合、同じ内容でもより高い効果を得られるかどうか。単なる既存事業の財源付け替えとなっていないか。
② 事業期間内に事業を完了することができるかどうか。
③ 事業予算内で事業実施を実施し完了することができるかどうか。

公開プレゼンテーション・本審査
1. 事業目的について
(一般型) ① 事業内容は地域課題を解決し、又は地域の元気を創出する内容となっているか。
(県政課題対応型) ① 事業内容は県政課題項目に合致した内容となっているか。

2. 事業内容について
① 事業の内容、手法等について、若者ならではの独創性や先進性があるか。事業の内容について過去の他団体採択事業と類似性が無いか。
② 計画を実現できる体制があるか。提案された事業手法・スケジュール等は実現可能なものか。
③ 事業内容を効果的に発信・周知する手法が講じられているか。
3. 事業効果及び目標について
① 事業による効果は地域課題の解決等に資するものか。目標と将来展望は具体的かつ実現可能なものか。
② 2年目以降の提案事業の場合、前年度事業実施状況について評価分析され、かつ今年度事業提案に反映されているか。
4. 収支予算について
① 事業に要する費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。
5. 県政課題対応型の企画提案の評価について
審査にあたり、県政課題対応型の企画提案については、一般型と同様の審査に、さらに専門的見地からの評価を加えることとする。

(5) 事業の複数年度にわたる申請について

- ① 実施した事業が定着し、効果を産むために一定の期間が必要である場合は、同一団体による同じ事業内容での申請を3年間可能とします。
ただし、毎年審査を行いますので、必ず補助を受けられるとは限りません。
- ② 前年度と全く同じ事業内容の事業は採択対象外となります。
- ③ 2年目の以降の継続事業は、補助金による収入以外に補助事業の実施に伴う事業収入・または民間団体からの助成、クラウドファンディング等による(行政からの補助金以外で)自力での収入を得ることを推奨条件とします(必須ではありません)。
- ④ 次年度以降、当該事業に係るテーマ項目について県政課題対応型として設定されなかった場合は、一般型としての応募となります。

8 助成事業の流れ

①企画提案書の提出	平成30年3月20日～4月19日まで (郵送の場合のみ当日消印有効)
②審査	4月末まで 書面審査 5月中旬予定 公開プレゼンテーション審査・審査委員会
③採択決定	5月下旬予定 ★採択決定日以降から事業を開始することができます。 採択決定後、あらかじめ交付予定額をお示しします。
④交付申請書の提出	6月中旬締切
⑤交付決定	6月下旬 ※③の採択決定額より減額されることがあります。
⑥事業実施	交付決定～平成31年3月末まで事業計画に沿って事業を実施 ★一定の要件に該当する場合は補助金の一部概算払いを行います。
⑦状況報告	10月末日までの状況について、11月中旬までに実施状況確認項目書を提出

⑧実績報告書の提出	事業完了後30日以内又は平成31年4月12日のいずれか早い日まで実績報告書を提出
⑨補助金の確定	実績報告書の審査及び完了検査終了後、補助金確定の通知 ★補助金確定が行われた後、補助金の精算払いを行います。

注1 交付申請の際、公開プレゼンテーションにおける提案事業内容に対し大幅な変更※があった場合、あるいは交付申請額が提案事業内容、事業目的の達成、実施計画に対し著しく過大と認められる場合は、交付予定額以下の金額で交付決定が行われることがあります。(イベントの回数減、事業額の3割を超える増減、事業計画と関係のない内容の事業への着手など)

注2 万が一、諸事情により公開プレゼンテーション後に企画提案の取り下げを行う場合は下記の手続きが必要となります。

- ① 採択決定前 → 企画提案の取下げ
 - ・企画提案の取下げに至った理由を記載する書面(任意様式)の提出
- ② 採択決定後から交付申請まで → 採択辞退
 - ・採択辞退に至った理由及び補助金交付申請を行わない旨を記載した書面(任意様式)の提出
- ③ 補助金交付決定後 → 交付申請取り下げ
 - ・規則による交付決定通知受領日から10日以内に補助金交付申請取下げの手続き。

※ 交付決定通知受領日から11日目以降は、交付申請の取下げはできませんので留意願います。

9 留意事項等

(1) 情報公開への同意

提案があった事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、山形県ホームページ等により公表します。

(2) 助成を受けた団体の義務

- ① 別に定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
- ② 「やまがた若者チャレンジ応援事業」の周知、広報及び県若者活躍・男女共同参画課が行う事業について、事業実施期間内及び事業終了後について協力をいただきます。
(周知広報の例)
 - ア 報道機関等に資料提供するための情報提供
 - イ 県政広報媒体(県民のあゆみ等)での実施事業の紹介
 - ウ 山形県若者交流ネットワークシステム「やまがたおこしあいネット」での情報提供(登録後、最低年1回以上の記事投稿)
 - エ 若者活躍・男女共同参画課 Facebookページでの情報提供
 - オ 若者活躍・男女共同参画課が開催する若者支援関連イベント等での事業紹介等
 - カ 若者関連事業を紹介する新聞、TV・ラジオ番組、出版物について、報道機関から依頼があった場合の出演・原稿執筆

(事業協力の例)

- キ 若者活躍・男女共同参画課が開催する研修・講演、若者支援関連イベント等の

周知及び参加・協力

- ク 若者活躍・男女共同参画課が開催する研修・講演、若者支援関連イベントの実施にあたり、参加・出演等の依頼を行うために、県と委託契約を締結した民間業者に対する団体情報、団体代表者及び事務担当者の個人情報（住所・電話番号・メールアドレス）の提供同意
（原則は、採択後に団体代表者及び事務担当者に対して意向を確認し、上記ケースにおける個人情報の提供について同意（任意）していただいた場合のみ適用）
- ケ 県審議会等に係る若者委員登用時の情報提供（当課→県他部局・課）
（原則は、事前に人材リストに登録（任意）していただいた場合のみ提供）
- ③ 団体自らが助成事業について周知広報する際は、当該事業が“やまがた若者チャレンジ応援事業”の助成を受けて実施されている旨の表記を行っていただきます。

(3) 書類提出先・問い合わせ先

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 (山形県庁4階)
山形県子育て推進部 若者活躍・男女共同参画課
TEL 023-630-2262
FAX 023-632-8238

やまがた若者チャレンジ応援事業 補助対象経費に係る積算参考資料 (H30 年度募集分)

5 (2) ①に定める補助対象経費の積算の目安について、補助金交付決定時の県による補助額算定の考え方を示したものです。したがって、実際の補助事業実施において適用される上限金額ではありません。

なお、補助事業の実施にあたっては、収支予算書の範囲内であれば、補助金交付決定額以外の事業収入・自己資金等を加えることにより、下記記載の目安以上の金額の支出も可能です。

補助対象経費の積算の目安

1 謝金

- ・ 県内講師は1名あたり@10,000円（県内講師の場合）
- ・ 県外講師及び特に必要と認める場合は原則1名あたり@30,000円まで（知名度の高い県内講師含む）
- ・ やむを得ず上記の単価を超える額を必要とする場合は、具体的な講師名を提示すること。

2 旅費（講師・スタッフ）

- ・ 県外 実費額以内 / 県内 1回あたり上限@5,000円
- ※講師・スタッフの移動経費としてガソリン代、高速道路料金、駐車場料金を計上する場合は、旅費ではなく該当する費目で計上すること。
- ・ ガソリン代 = 消耗品費（燃料費） ・ 高速道路料金、駐車場料金 = 使用料

3 消耗品・材料購入費

- ・ イベントで料理を作る場合（いも煮、バーベキュー、菓子作りなど）、調理に必要な原材料については補助対象となる。
- ・ すでに調理済みの総菜（弁当類含む）、飲料類（酒類含む）・菓子といった既製品については、食糧費とみなし補助対象外とする。
（補助金以外の事業収入（参加費収入・自己負担）で購入することは可能）

4 委託費

- ・ 基本は事前に見積もり（参考見積もり）を行い、必要最小限の費用を計上すること。
- ・ 参考見積もりを徴した場合はその金額
（参考資料として企画提案時に写しを添付願います）
参考見積もりがない場合は、1件あたり総事業費の概ね10%を上限とする。

5 人件費 1人あたり@11,085円/月以内（@1日当たり0.5時間の従事を想定）

- ・ イベント当日業務・事前準備 @5,912円/日以内（概ね8時間従事の場合）
1時間あたり@739円以内

6 備品購入費、施設整備費、印刷製本費、広告費、使用料、保険料、通信運搬費、負担金、手数料

- ・ 補助事業と直接関係ない内容の支出は認めない。
- ・ 備品費及び施設整備費については、事前に見積もり（参考見積もり）を行い、必要最小限の費用を計上すること（参考資料として企画提案時に写しを添付願います）
参考見積もりがない場合は、1件あたり総事業費の概ね10%を上限とする。